

## 藤原章綱略伝

佐々木 紀 一

平家に対する鹿谷の陰謀の与同者には過酷な処分が下される。清盛と対決し、即日斬首される西光法師は別として、首謀者の藤原成親、更には硫黄島に流された流人達も『平家』では同情を以て、その運命が描かれるのだが、その他の与同者は名前のみの登場である。然るに一部『平家』には、その中で一人式部大夫章綱の赦免説話が載る。無論、寺社縁起譚としても平凡で、人物に膨らみがある訳でもなく、章綱の登場は実質上此処だけであるから(1)、素より軍記物語上重要な働きを示してゐるとは言へない。

伝記についても官歴については指摘があるが(2)、「平氏の支流であつたらし」(3)いとすゝ誤解もあり、後述する様に真宗史上も親鸞との関係から言及される人物であるが、依然、明らかでない伝記、歴史的性格があると思はれる。何よりその出自の不利を乗り越え、才幹で成り上がった平安末期の院の近臣として、聊か惹かれる所がある人物である。

### 一、「章綱」の訓み

『平家』の鹿谷与同者は以下の通り。

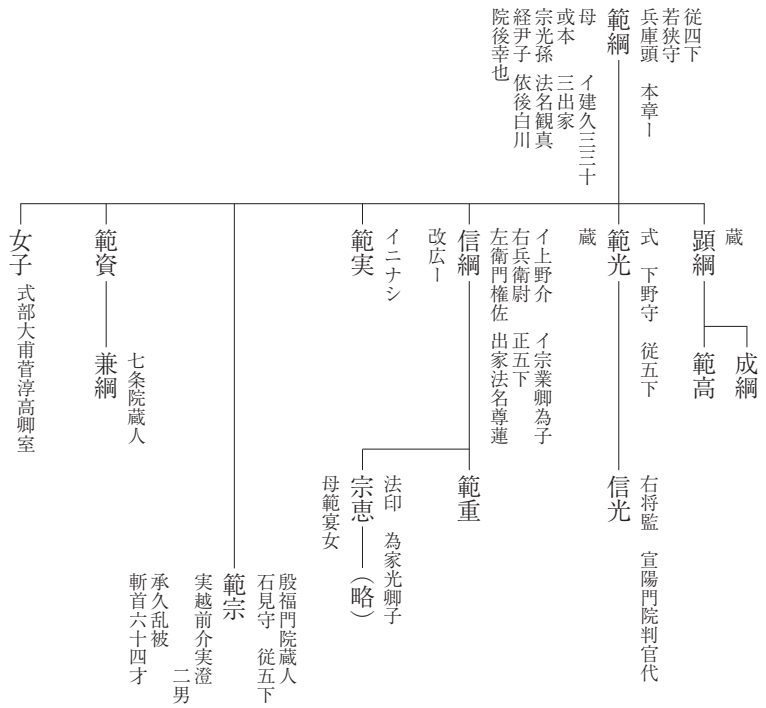
多田蔵人行綱・法勝寺執行俊寛・近江入道蓮浄(俗名成雅)・山

城守基兼・式部大夫章綱・平判官康頼・宗判官信房・新平判官資行・左衛門入道等ヲ始トシテ、北面下臈アマタ同意シケリ(延慶本一本「成親卿人々語テ鹿谷ニ寄会事」)(4)  
 で、この交名は、逮捕者を挙げる『百鍊抄』安元三年(一一七七)六月三日条の、

入道大相国召取法勝寺執行権少僧都俊寛・山城守基兼・散位章綱・檢非違使左衛門尉惟宗信房・平資行・同康頼等、為謀反同意輩之故云々、基兼・信房・資行・康頼等解官、後日配流遠国(新訂増補国史大系)

と一致するとして良い(5)。

問題の「一は「章綱」の読みである。後掲する延慶本・赤間神宮蔵長門本(6)の都帰譚では、「式部大夫章綱」屋代本・寛一本・南都本では「雅(正・政)綱」とあるから、従来の研究では「マサツナ」と読まれる(7)。さうして『尊卑』「内麿公孫」で(新訂増補国史大系)、有信の子とある点、世代の誤りが早くに指摘されるが(8)、



とある事に従ひ、後に範綱と改名したと解するのである。これは天文十年写の『日野一流系図』でも「本章」・「本一房イ」とする<sup>9)</sup>。一方で山田文昭氏が中沢氏の指摘した世代の矛盾を解決するとして<sup>10)</sup>『尊卑』「貞嗣卿孫」や、東大史料編纂所蔵真光院本『藤原氏系図』(紙焼写真)・専修寺本『日野氏系図』・「本願寺系図」では「範綱」の

みで、「章綱」が掲載されない。

また古記録を見るに、『兵範記』嘉応元年(一一六九)八月十五日条の「判官式部大丞正六位上藤原朝臣章綱」<sup>11)</sup>が当該人物と思はれ、後に叙爵し<sup>12)</sup>、鹿の谷の陰謀の顛末を記す『玉葉』(図書寮叢刊)でも、式部大夫章綱(院近臣)、先日捕召、即放免、又召取禁固之、身体已損了云々(安元三年六月六日条)

と「章綱」と見え、後白河院の建久三年(一一九二)三月の崩御記事では「範綱」<sup>13)</sup>とあり、それを裏付ける如くである。但し前述『盛衰記』巻四十六に対応する『吾妻鏡』文治元年(一一八五)十二月六日条所引の「源頼朝奏状」では「兵庫頭章綱」と見えるが、同二年正月七日条の「除書」には「兵庫頭藤範綱」とある。こちらは吉川本では「章」とあり(国書刊行会本)、この頃の改名周知の不徹底と解されさうだが、『吉記』では寿永元年(一一八二)八月一日条「兵庫頭範綱」、法住寺合戦後の解官記事に「兵庫頭藤章綱」、文治元年十二月二十九日条の解官記事に「兵庫頭藤章綱」、同三年(一一八四)四月二日条に「兵庫頭範綱還任」と「章」・「範」が交互に見える。高橋秀樹氏は同一人と見なし難いとするが<sup>14)</sup>、自筆本の残る『顕広王記』の鹿谷の陰謀の記載を見るに<sup>15)</sup>、

重被召取式部大夫範綱(安元三年六月四日条)  
とあり、また、

康頼・範綱・法勝寺執行不免云々(同六日条)  
ともあり、明らかに同時期に「範」が併存する事が分かる。後者は専修寺本『日野氏系図』に有る通り「範綱」<sup>16)</sup>で良いだらうが、「章」の訓は「マサ」で良いだらうか。

諱字書を見るに、黒川本『色葉字類抄』巻中「ノ（名字）」<sup>(16)</sup>で、則ノリ義儀憲範章（下略）

とあり、『二中歴』第九「名字歴」（尊経閣善本影印集成）にも、

則（章）範法憲（略）

とあるが、「正」（マサ）には以下、「章」の字が見えない。同「掌中所載」にも、

則（範）章教乗幸憲（略）

とあり、仁和寺本『古系図集』「俗名融通」でもノリに「章」「範」の字があるが、一方、マサに「章」「範」の諱が当てられない<sup>(17)</sup>。『平家』

では以仁王遺児で八条院御養子若宮の母について、覚一本に「伊与守盛教かむすめ三位局」とするが、歴史上は「盛章」が正しく<sup>(18)</sup>、『平家』

諸本でも正しく傍線部を「盛章」とする伝本があり<sup>(19)</sup>、蓬左本『盛衰記』では「モリノリ」の振仮名がある<sup>(20)</sup>。文禄本で「伊豆守守度」とあるのも「章」の字を「ノリ」と訓じた為と解される<sup>(21)</sup>。

また一の谷の合戦に登場する「武智武者所清章」<sup>(22)</sup>は蓬左本『盛衰記』に「キヨノリ」と振仮名するが、他本で「武知の武者所清教」（覚一本）

とあり、鎌倉時代後期の凝然写『新居系図』<sup>(23)</sup>では「清義」とあるから、「ノリ」と読むものである<sup>(24)</sup>。人名以外でも字書の「マサ

（シ）」「マサニ」の訓を持つ漢字を閲するに、「章」が見えず<sup>(25)</sup>、「マサ」の訓は通例でないと良い。

以上からして延慶本・赤間神宮本『平家』の「章」の訓「マサ」に従ふべきではなく、「章」・「範」共通の「ノリ」をその一貫した訓と

見るべきで、四部本巻一「鹿谷」の「式部大夫章綱」<sup>(26)</sup>や、長門本

巻一の「式部の大夫のり綱」が正しい事になる（元暦以降は「範綱」

の標記が多くなるが、以下便宜上、章綱に統一する）。

## 二、「マサツナ」の由来と播磨増位寺のマサツナ

そこで問題となるのが「マサ」の訓の由来であるが、屋代本・覚一本・南都本は、延慶本・赤間神宮本の如き付訓より、「章」の字を捨て、より一般的な漢字を充てたと説明する事になるだらうか。或はその逆に「マサツナ」より問題の伝本の付訓が生まれた可能性はないか。『平家』以外に「マサツナ」とする文献があり、関係が注目される。

播磨の増位寺に、正綱赦免の記事が載る。『播磨万宝智恵袋』所収乾元元年（一三〇二）書写とある『播州増位山隨願寺集記』に、

治承三年十月流人式部大輔正綱、七日参籠、祈帰洛、蒙夢想、遂  
皈洛、造改根本堂宮殿<sup>(27)</sup>

とあり、本説話は播磨の伝説を集成した『峯相記』の同寺の記事にも、  
治承年中ニ流人正綱七日参籠、夢ノ告有テ、皈洛ヲ遂ッ  
とほぼ同文が見え、「正綱」とある。

これと近似する内容が一部『平家』伝本に見える。延慶本には、  
式部大夫章綱ハ幡磨ノ明石ハ被流タリケルカ、増位寺ト云フ、薬師ノ  
靈地ニ百日参籠シテ、都帰ノ事ヲ肝胆ヲ摧テ祈申ケル程ニ、百日ニ満  
シケル夜ノ夢ノ内ニ

昨日マテ岩間ヲ閉シ山川ノイツシカタ、ク谷ノシタミツ  
ト、御帳ノ内ヨリ詠サセ給ト見テ、打驚テ聞ハ、御堂ノ妻戸ヲタ、ク  
音シケリ、誰ナルラント聞程ニ、京ニテ召仕シ青侍ナリケリ、何  
ニト問ヘハ、大政入道殿ノ御免ノ文トテ、持テ来レリケリ、ウレシナ

ムトハ、云斗ナクテ、ヤカテ本尊ニ暇申テ出ニケリ、難有ニカリケル御利生也（一末「式部大夫章綱事」）<sup>(28)</sup>

とあり、四部合戦状本巻三「章経都帰」には、

同三年正月七日、式部大夫章経都へ被ニ召シ返ニ、此ニ三年、云幡磨国上津賀茂之処、送ケリ日月、彼所、舅盛国所領ケレハ、不レケレ似世常流罪一、都恋不レケレ忘スレ、彼所靈験観音御在、常参、祈申セ、故自去年十二月晦一、参籠シテ、無他念一、祈請程、六日晚程、観音御示現カ覚ヘ、

昨日迄テ岩間ヲ落シ山河ノ何シカ叩ク谷ノ下シテ水

有夢覚メ後、実憑ク、弥至誠心所、自京有レ使、実上トソ聞ヘシとある。

示現の和歌は同じで、『集記』では赦免が十月とされるが、和歌の水解の表現より、参籠の時期は冬の終り頃とするのが相応しい事からすると、延慶本・長門本と四部本に共通する構成が両系の祖本にあつたと推定出来る。一方で四部本と『集記』の参籠日数（七日）、赦免の年（治承三年）が一致し、延慶本・長門本の参籠日数（百日）、赦免の年（不明、若しくは治承元年）と異なる事からすると、四部本にも寧ろ増位寺縁起に近い、古態を留める部分がある可能性が指摘出来る。早川厚一・生形貴重・佐伯真一氏『四部合戦状本平家物語評釈（五）』<sup>(29)</sup>では、正綱が後に同寺の日那となり、根本堂を修造したと有る同寺縁起が先にあり、その構成を持つ延慶本・長門本が原態を留めるとした。

成程、延慶本・赤間神宮本が縁起の「正綱」を参照した為、「章」に「マサ」の訓を施したとして説明が付くが、四部本はその訓を無視し

たとしても、増位寺を外し、薬師を観音に変更する理由が不明である。然るに章綱赦免説話は他にもある。

一向一揆以前、隆盛を誇つた越前の豊原寺の『豊原寺縁起』<sup>(30)</sup>は、元禄十六年写の奥書があるが、本文に「応永十九年」（一四一一）の年紀が見え、「去ル嘉慶二年」（一三八八）ともあるから、室町時代中頃の成立と推測されるが、そこに藤原利仁子孫の以成の同寺帰依を記した後、

然ルニ以成之家業、以ニテ式部ノ大夫範綱ヲ、取レリ聳ニ令ニ讓与ニ畢ス、彼範綱者、後白河法皇為ニテ御気色之仁ト、平氏追討ノ事計申之由、有ニル其間ニ之、依ニテ浄戒禅門之鬱ニ、播磨国仁被ニル配流ニセ、其時、当寺住侶田妙房律師〔于時寺管〕彼配所仁令ニ下向ニセ、相ニ訪子細ニ之処、範綱云、昔聞、以成坂北之家門継事、偏豊原寺神慮也、今又吾二度坂北仁帰国ニ事モ、可レシ依ニル豊原寺之神徳ニ、仍種々認ニ願書ニマ、与ニ彼律師ニ、納ニメ神殿ニ、可レ令ニ祈念ニ之由、依レ被レニ憑申抽ニテ丹誠ニ、凝ニシ懇祈ニ之処ニ、三箇年之内如ニク祈念ニ、当国仁令ニメ帰宅ニ畢ス、彼願書両条之旨趣、載レヌ之、一ニ者医王白山深地之御前ニ、挑ニケテ常灯ニマ、長日薬師供、十一面供・深妙供并御奉幣等可レト奉レ備ニハ法楽ニマ、二ニ者可レト励ニス当寺興隆之志ニマ、赦免之後、速如ニク願書ニ、当寺仁投ニケテ珍

財ニマ畢ス

とあり、豊原寺祈願の効験により、「三箇年之内」の赦免が可能になつたとある。これは治承三年の赦免と解され、『集記』・四部本に近い事になる。また報謝に豊原寺興隆の檀那となつたとある点は、『集記』同様の縁起譚としての構成を持つ事に成り、成立からすると鎌倉末期

の『峯相記』や、『平家』よりも新しい『豊原寺縁起』が、端的に『平家』の場所、登場人物を自由に改変した可能性を否定する可能性は出来ないだらう。

一方で、四部本の説話も増位寺と無縁であつた事からすると、播磨配流の章綱赦免説話が増位寺と別に成立してをり、四部本・『豊原寺縁起』にそれぞれ取り入れられた可能性も指摘出来よう。「マサツナ」の来由を知る為にも、より古い文献が必要で、章綱赦免説話の成立は依然、不明点が多すぎると云ふべきであるが、『平家』一部伝本の「マサツナ」については、覚一本のみ章綱の播磨流罪が記される一方、縁起が無いから、これが延慶本・長門本に影響を与へたのではなく、逆に先行伝承・文献の影響を受け、「マサツナ」の訓が付され、それが定着したと説明するものである。

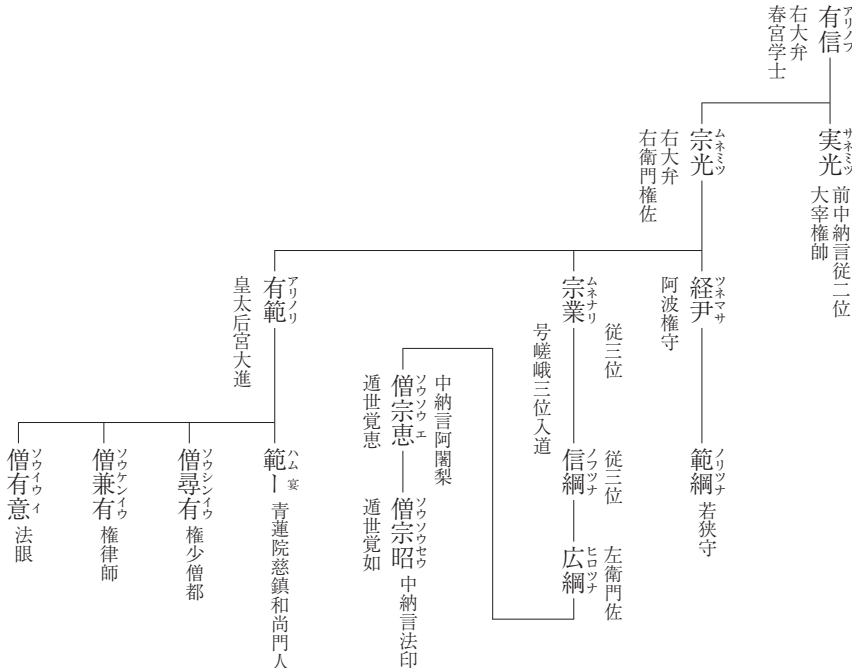
### 三、章綱伝の問題―家系、官位、母、子

前述の通り、出自・官歴についての研究は既に成されるが、依然、章綱の伝記は不明点が多く、真宗の覚如関係史料の伝記には些か問題がある。覚如撰で永仁三年成立の『善信聖人絵』<sup>(31)</sup> 第一段では、九歳の出家の折、

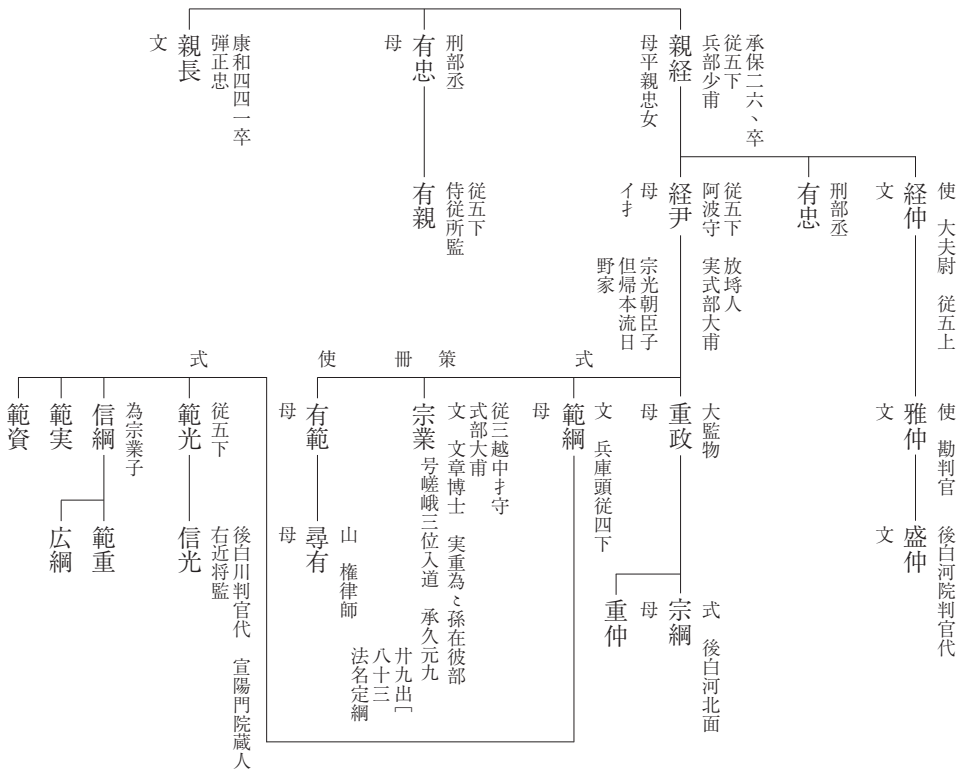
阿伯アハクシユ從三位イノリツツナキヤウ範綱アハクシユ卿〔于時從四位下前若狭守、後白川上皇近臣也、上人ニギハヤヒ養父〕<sup>(32)</sup>

が、親鸞の養父で、その出家の際の後見として見える。更に覚如は『尊卑』・大坂本願寺本『本願寺系図』では、章綱の男系の子孫となるから、宗門史上、無視出来ない人物であらう。有範の実在、親鸞（範宴）と

の関係が同時代史料から未確認であるが、専修寺本『日野氏系図』・『尊卑』・『貞嗣卿孫』にある様に、  
(専修寺本『日野氏系図』)



柳原本『尊卑』「貞嗣卿孫」(33)



とする家系は認めて良いとされる<sup>(34)</sup>。しかし経尹の父親経の没年が『尊卑』によれば承保二年(一〇七五)、その弟の親長が康和四年(一一〇二)没とあり(大系本ではこれが有忠に付される)、実父の宗光の生年が延久二年(一一七〇)で、康治二年(一一四三)に七十四で没する事(『本朝世紀』同十一月二十二日条)からすると、抑々経尹を託せない。親経の実在が未確認で、その記事の信憑性に問題はあ  
るが、その子、経仲は『中右記』嘉保元年(一〇九四)三月八日条に「檢  
非違使大夫尉藤経仲」(大日本古記録)と確認出来る人物であるから、  
後掲の真光院本系図の如く、経仲を間に挟む方が妥当であらう<sup>(35)</sup>。  
一方、本願寺関係の史料で、章綱が三位に昇つたとある事は誤りで、  
(山田氏著)しかも範寛の出家を養和元年とすると、それ以前に若狭  
国司の任にあつた事になるが、それも誤り。安元三年(一一七七)、  
陰謀に連座した時は「式部大夫」とあるだけで「散位」(前掲『百鍊抄』)。  
その間、若狭国司は平家一門により独占されてゐたからで<sup>(36)</sup>、若狭  
守任官は当然それ以降、恐らく兵庫頭からの遷任<sup>(37)</sup>で、出家の記  
事を示す『吾妻鏡』建久三年(一一九二)三月二十六日条に「若狭守  
範綱」とあるから、それ以前且つ極官である。  
系図記載の章綱子の内、古記録に確認出来るのが、式部丞任官とあ  
る範光で、『観音院恒例結縁灌頂記』寿永元年十二月十四日条(続群  
書類従)に、  
出居  
式部丞藤範光  
と見え、『山丞記』元暦元年七月二十四日条<sup>(38)</sup>に、大嘗会叙位に叙  
爵された「藤範光<sup>式部</sup>」も同人であらう。その他の子として西山深草

氏「親鸞は頼朝の甥」で、遣迎院阿弥陀如来像内納人品史料の「血缘交名」<sup>(39)</sup>に

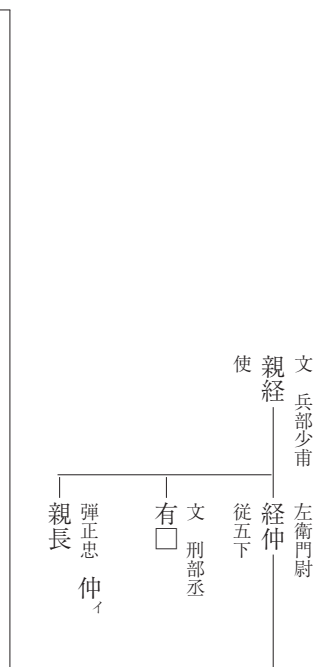
藤原信綱 同祖父 同範実 同範資

と連記される人物が、系図に見える章綱子達及び経尹であると指摘するが、その蓋然性は高いであらう。

また真宗系の史料で、

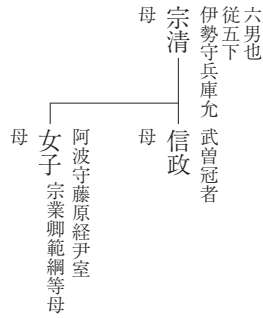
嵯峨三位宗業卿の末葉、中納言法印宗惠真弟、左衛門佐広綱孫也、(中略)情、往時を思に、宗光朝臣ハ白河・鳥羽院等の聖代に仕へり、宗業卿ハ、後鳥羽・土御門の明時につかへて、各文道拔群のほまれをほとこし、儒門絶倫の名を揚て、後鳥羽院には四儒随一たりしかハ、上古より当時に至までも、道にふけり、学をたしなむ家と云事を褒美讃嘆せぬはなかりけり、爰曾祖父の三位信綱卿は家督の儀として、祖業をつきしかハ、祖父広綱に至るまでハ、累代余慶によりて、三事の顕要にも浴すへけれども、力なく俗綱を二代に隔、梵篋の満月を仰へき身となりしかハ、名譽の一流なかくなくたへぬこそうたてけれ(『慕帰絵』)

とある信綱、広綱の官位を見るに、前者が公卿の地位である三位に叙せられたとあるのも、何より『公卿補任』に見えず誤りで<sup>(40)</sup>、後者は『本願寺文書』「本願寺留守職相伝系図」(『鎌倉遺文』二七七四五)に「日野左衛門佐広綱」と見えるが、目下、古記録に同人自体を見当たててゐない。真光院本『藤原氏系図』でも、



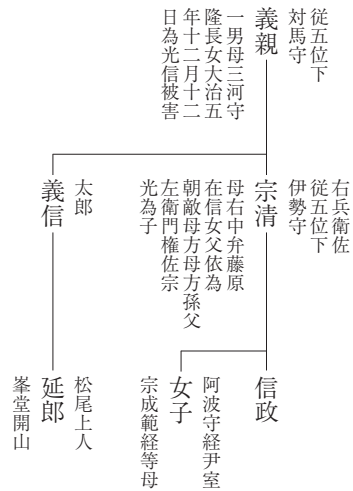
とあり、経尹—範綱—信綱他の関係は他系図と共通し、信綱の上野守の官途は確認出来るが<sup>(41)</sup>、覚如・本願寺関係史料の官位を確認出来ない。寧ろ覚如の記載には、全般的に先祖の官位に虚飾があると見る

べきで、家格は鎌倉時代に入り、急激に低下して行つたと見られる。  
次に章綱の母を『尊卑』『清和源氏』の「第一義家長子義親并二男  
義国流」では、義親子に（新訂増補国史大系）、

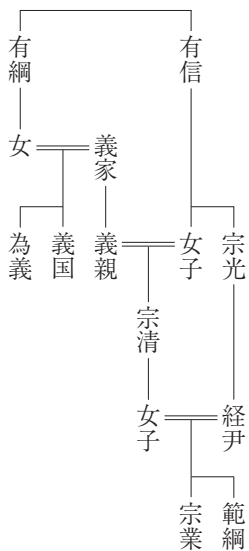


と挙げ、『同』『内磨公孫』でも、宗業の脇書に「母伊世守源宗清女」とする。これからすると章綱は源氏嫡流を母方に持つ事に成るが、延朗を除く『尊卑』の義親流の子孫は、その実在が未確認である事は無論、官位が高すぎ、到底事実とは認められない<sup>(42)</sup>。有範には母の記載が無いものの、近世の親鸞伝で、親鸞母を源義親女子<sup>(43)</sup>、或は為義女子<sup>(44)</sup>と設定する事、更には義朝女子とする現代の説<sup>(45)</sup>の淵源であると思はれるが、これも虚飾の記事であらうか。

宗清の実在が残念ながら目下、未確認で、且つ日野氏と足利將軍家との血縁関係が生じる以前の成立と思はれる、北酒出本『源氏系図』<sup>(46)</sup>にも見えない為、断言出来ないが、現在見る『尊卑』の「清和源氏系図」よりも古態を残す『洪川系図』<sup>(47)</sup>に、次の様にある。



此処では『尊卑』の未確認不明の人物が無く、「対馬太郎義信」<sup>(48)</sup>の不当に高い官位（從四下・左兵衛佐）も『洪川』には無く、古態を保つと判断される<sup>(49)</sup>。何より外戚の日野氏に養はれたとあり、宗清の片諱、官途、その女子が一族の経尹室となる説明が付く。義家の義国・為義の母は、『洪川』・大系本『尊卑』に「中宮亮藤原有綱女」とあり、これが正しいとすると<sup>(50)</sup>、



と、日野氏と義家親子が重縁で結ばれてゐた事が分かる。素より母の出自と章綱の行動との関係結び付けるつもりはないが、系図の章綱



母<sup>⑤</sup>を宗清女子とする事は認めて良いのではないか。

#### 四、範綱は儒者か

覚如関係史料の『最須敬重絵詞』では、親鸞の幼少時代の事として、俗姓ハ藤原皇太后宮大進有範ノ息男ナリ、幼稚ニシテ父ニ喪シ給ケルヲ、伯父若狭三位<sup>範綱卿</sup>、猶子トシテ交衆ヲイタス、扶持ノ力トモナリ、文学ヲハケム、提擲<sup>テイセキ</sup>ノ訓ヲモ加ラレケリ、マタ式部大輔〔宗業卿〕モオナシク伯父ニテオハシケルカ、彼卿ニ対シ奉テ、説ヲウチタテマツラル、事モアリケルトナン（龍大本による。内閣文庫蔵版本「ケ」）

と、範綱が養育・教育したとある。さうして覚如の俗系についての記述では、『慕帰絵』には言及が無かつたのだが、

舎弟ハ式部大輔宗光朝臣、コレモ文学ノ嘉名トモカラニハチスシテ、官学シテ両道ニアユミ給ケレハ、廷尉ノ顯職<sup>シヨウキョク</sup>ニモイタリ、尚書ノ一台ニモツラナラレケリ、子息経尹朝臣阿波守ニテ、翰林ヲ兼シ給ケルカ、年ワカク、位アサクシテ、世ヲハヤウセラレケリ、ソノ子勘解由三位宗業、学校疑関ノミチ、人ニスクレ、博覧懸河ノ誉、世ニアマネシ

と、経尹についても学者とする。江戸時代には範綱について明確に、サテハ五条ノ亜相範綱卿ガ猶子ニコソ、伯父モ師匠モ俊才ナリ（『親鸞聖人御因縁秘伝鈔』）

や、

範綱卿ハ、後白河上皇ノ近臣ニテ博学多才ノ歌人也（『親鸞聖人

正統伝）

と、学者にする<sup>⑥</sup>。

確かに『尊卑』『貞嗣卿孫』に「文章生」の注記があり、「為文章生之者、任二省之丞者、聖代之恒□□」とある通り<sup>⑦</sup>、そこから式部丞に転じたもので、兄弟の宗業は「凡卑者也、但有才名聞」・「才学相兼、名誉被天下」<sup>⑧</sup>・「以才漢立身、当时為名誉之士」<sup>⑨</sup>に見える様に、文章生より立身するが<sup>⑩</sup>、経尹・章綱には以降の儒歴が見えない。宗業が「非重代」と自身言明するのは<sup>⑪</sup>、中沢氏著では経尹が早世した為とするが、父の早世で他家に養子に入つた少納言入道信西の「胤ヲ請テ儒業ヲ雖不伝」（半井本『平治物語』）<sup>⑫</sup>と同じで、山田氏著にある通り、経尹が他家に入つた事、且つ「凡卑者」<sup>⑬</sup>とあるのは、養家の官位の低さもあるが、『尊卑』『内磨公孫』に有る「放埒人」であつた事が影響したとして良いであらう。

「放埒」は平安時代中期では、放置、拒否の意がある。

宰相兼官□□申案内、無放埒気（『小右記』治安三年十一月十日条）<sup>⑭</sup>

や、

今夕雖可参内、所望放埒之由有風聞、仍不出仕、大弁久不被登用、理運所致、雖経奏無許容歎（『中右記』嘉承元年三月十日条）

がそれだが、埒を外れるの意から、放縦な行為の意が生まれる。

結中衆有放逸・放埒人者、互教誠事

右、入此結果之後、或一向不住山上、或集学皆廢退、雖撰講場毎座所作有若亡、見聞之人皆驚耳目（『門葉記』『慈円起請文』）<sup>⑮</sup>

や、

但不住山上之間、及濫行放埒者、付加入之（高野山文書『宝簡集』

三十七「金剛峯寺年預置文案」<sup>(62)</sup>

とあるが、その結果が、素行・身嗜みに現れる例が、

建長寺・円覚寺の僧共の作法、戒文を破る事は、大山の類れたる  
か如く、威儀の放埒なることは、猿に似たり（日蓮書状）<sup>(63)</sup>

とあり、『吉記』の記者経房の、

藤原仲職（院藏人二膺、故撰津守為範男、其体異形放埒者也、然  
而以云院藏人歟）（養和元年五月三十日条）

や、『新編追加』「放埒輩令安堵事」に嘉元四年八月の傍例として、

輩名遠江前司子息次郎左衛門入道（法名忍性）御勘氣之時、同道  
様摺、諸国流浪之後、令入院寿福寺畢、（中略）而適仁舍弟三郎

左衛門尉、彼忍性出放埒乞食之間、不可為御家人領之由、訴申  
之処（下略）

として裁許は、

修業難遁之時、憑諸人之愛顧、助身命者通例也、而無左右称乞食  
非人之条、悪口咎難遁、三郎左衛門尉被召籠之<sup>(64)</sup>

とあり、他に、

号一向衆、諸国横行放埒輩、若依非分之行儀歟、被禁遏之刻」（本  
願寺文書）「親鸞門弟申状案」<sup>(65)</sup>

や、

讓狀執筆仁隆阿者、放埒之仁也、如手跡不被用者者、為通例之旨、  
幸康同雖称之、彼隆阿者、黒瀬四郎入道従兄弟也、無放埒儀之旨、

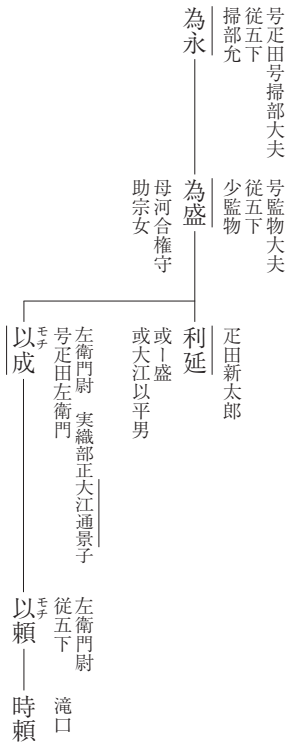
師連陳之上（『天野文書』「足利貞氏下知状案」）<sup>(66)</sup>

とある例を見るに、素行・身持ちが悪いの意で、社会規範外の「乞食」・

「非人」と並列してある事からすると、非難、卑視する語感がある。

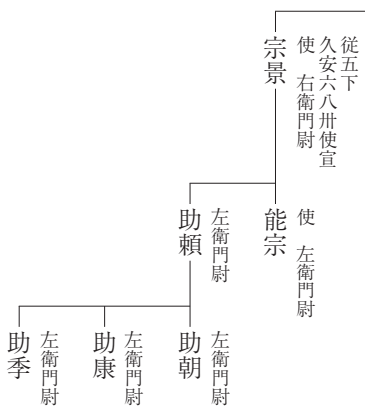
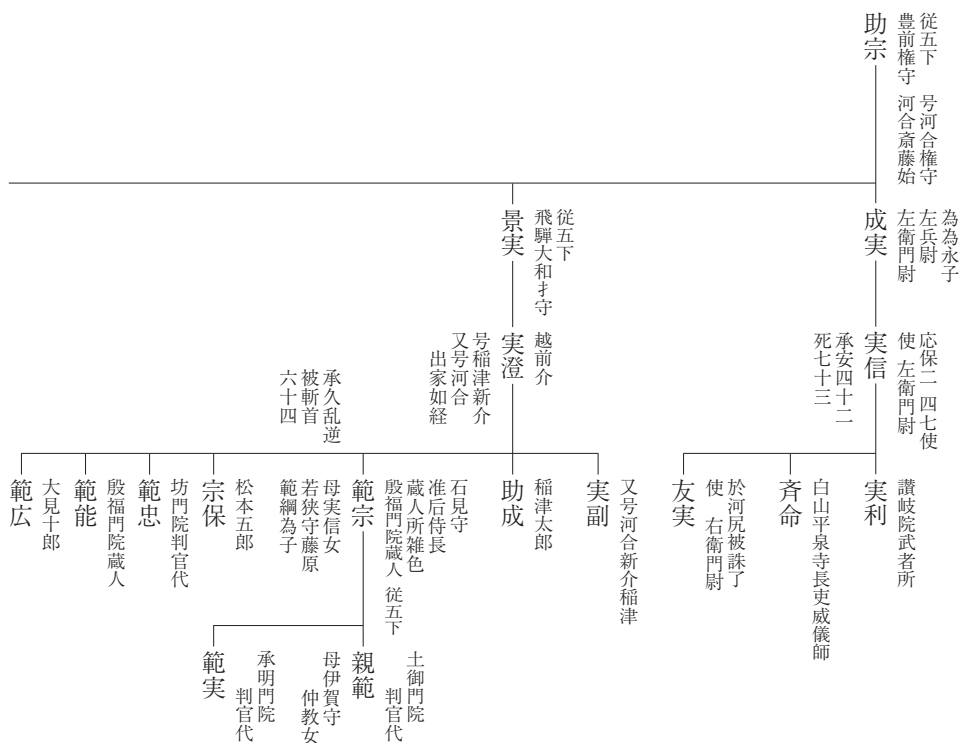
これからすると当時、経尹には官歴があるものの、貴族社会から落  
伍した人物で<sup>(67)</sup>、儒家としての家格を喪失すると同時に、章綱も「其  
身太下品物也」<sup>(68)</sup>とある宗業同様、凡卑の身分に転落したと考へら  
れる。

大仏開眼の為、法皇が登壇する階段の検分をしてをり、側近とし  
て雑用を務めてゐた事が分かるが<sup>(69)</sup>、範綱が院の近臣近習に成る契  
機、属性について明確ではない。今様関係の史料<sup>(70)</sup>にも見えないが、  
先の『豊原寺縁起』で、利仁流の斎藤氏を範綱が継いだとある事が注  
目される。越前に勢力を扶持した藤原利仁の勢威は『今昔物語集』卷  
二十六第二十七話に活写されるが、その子孫は北陸に拡がり、同時に  
都でも権門に仕へる武士となつてゐた。『尊卑』の利仁流の斎藤氏系  
図が史料と合致する事<sup>(71)</sup>、また既に指摘の有る通り<sup>(72)</sup>、  
「時長孫」（略記）



とある傍線の人物・関係は『豊原寺縁起』と一致する<sup>(73)</sup>、更に同じ  
北陸の河合系斎藤氏との縁戚が『尊卑』に見える。

『尊卑』「則光孫」(略記)



とあり、範宗を章綱子としてゐる。これは陽明文庫本『勘例』「侍種 姓任官例」(十三函十九号)に、

同範宗 (藤原) 歷藏人所雜色、白河准后侍長、殷福門院藏人云々

件人越前国住人河井權守輔家曾孫、前大和守景実孫、越前介実澄男也

一族称齋藤歟、而若狭守範綱為猶子、拳達之(紙焼写真)

や、『後白河院北面歴名』「無官」の、

藤原範宗 範綱養子

よりも確認出来、範宗が承久の乱に官軍となつてゐる事(74)は、浅香氏が指摘してゐる。また族人は後白河院北面に名を連ねてをり(75)、前掲系図の人物は実在、武士としての活動が確認出来るから(76)、章綱は斎藤氏一門で、北面の武士として近似してゐた可能性が考慮出来る。当時、下級官人の間では文武の転換は容易に起こり得ると思はれるからである。通憲と並んで「当世之才子」と頼長に評された(77)友業の子(『尊卑』「魚名公孫」)で、日野流の勸学院学頭範業養子(78)

と見える維業の子「広田次郎邦房」は、家業の儒道を継がず、幕府御家人となつてゐる<sup>(79)</sup>。同じ日野流の大内記信重の子で資綱は、六位蔵人に任じられた理由として、

藤資綱、此人去年擲盗人賞、被補之、此人信重子也、弄文好武云々  
 (『玉葉』承安三年二月十九日条)

とある<sup>(80)</sup>。長門本『平家』巻二「多田蔵人返中事」には、成親の平家討伐計画として、

来六月七日祇をんの神事にて、京中・六は羅なにとなく、ひしめく事あらんす、そのまきれに、多田蔵人大將軍として、八条おもてよりよすへし、法勝寺の執行・平判官、七条かすへの北門よりむかふへし、近江入道・式部大夫は修善寺の西うらへをしよせて、うしろの竹林に火をかけてせめん、大政入道天へあかり、地に入へきか、た、今、宿望はとけなんすそ申あひける、(中略)上下北めの者とも、一人ももらさすからめとるへきよし下知せられければ、あるひは一二百き、二三百騎をもてをしよせくからめ取り、

とあるのも、同様の解釈であるが、この計画は端的に改作者の創作の可能性があり、また武士との縁戚を以て、章綱自身が武士であつたと即断する事は出来ない。『尊卑』に見える大江以平<sup>(81)</sup>、斎藤以成の実父とされる通景も院の主典代であるが<sup>(82)</sup>、武士ではないからである。また『後白河院北面歴名』に見える中原宗家は、院の主典代を務める下級官人であるが、同一族は地方武士の縁戚関係を持つてゐた<sup>(83)</sup>。鹿の谷で捕縛された「院近臣之内、其随一」<sup>(84)</sup>の中原基兼も「仙院主典代奉行庁事、久送星霜」とある官人で、鹿谷の変当時、七十を

超えてゐたから<sup>(85)</sup>、武士としての参画ではないと考へられるからである。

結局、章綱の院の近習としての属性は不明とせざるを得ないが、伏見宮本『仙洞御移徙部類記』所引「山丞記」文治四年十二月九日条に、後白河院の六条殿の修法用途について、

用途□仰若狭守範綱支配御倉<sup>(86)</sup>  
 とあり、同十三日条にも、

大阿闍梨以下行道、南階立仮屋、仰範綱令造之(凶書寮叢刊)  
 と、後白河院の御倉預として、院領より上がる財物、或は進物<sup>(87)</sup>の管理・支出に当たつてゐた事が分かる。院の御倉預について、『平家』が正に、

此御時ノ北面ノ者共ハ事外ニ過分シテ公卿殿上人ヲモ物トモセス、礼儀モ無リケリ、下北面ヨリ上北面ニ移リ、上北面ヨリ又殿上ヲユルサル、者モ有ケリ、カクノミアル間ニ驕レル心アリキ、(中略)其中ニ故少納言入道ノ許ニ師光・成景ト云者アリケリ、小舎人童<sup>コテイラハ</sup>、若ハ格勤者<sup>カクコシヤ</sup>ニテ、ケシアル者ナリケレトモ、サカくシカリケル間、院ノ御目ニカ、リテ、召仕ハレケリ、師光ハ左衛門尉、成景ハ右衛門尉ニ一人一度ニ成タリケリ、少納言入道ノ事ニ合シ時、二人共ニ出家シテ、各名乗ノ一字ヲ不替<sup>ハ</sup>、左衛門入道ハ西光、右衛門入道ハ西景トソ云ケル、二人ナカラ御倉預ニテ被召仕ケリ、西光カ子師高モ切者ニテ有ケレハ、檢非違使五位尉マテ成ニケリ(延慶本『平家』一本「師高与宇河法師」事引出事)

と、西光・西景が同職にあつたとする。鳥羽院の高松殿は、「御所及御倉、置宝貨云々、又御倉積米云々」<sup>(88)</sup>とあるが、実際、

今日西景入道（右衛門尉入道也、院近習者）楊梅壬堂追捕、庫倉無輕物、納米穀魚類等、武士等皆運取之云々（『山槐記』治承三年十一月二十四日条）

と、清盛の政変による押収を見るに、西景支配の御倉と思はれ<sup>(89)</sup>、且つその役得の程も想像出来る<sup>(90)</sup>。

西光も最勝光院造営の過程を見るに同様であつたと考へられ<sup>(91)</sup>、他に、

女院御逆修御仏経令奉始之、仏師為遠法師、経師法橋田嚴、且可下行料物之由、可仰御倉<sup>仲遠</sup>之旨、下知宗家先了（『吉記』承安四年八月二十三日条）

とある卜部仲遠も近臣の北面下藤である<sup>(92)</sup>。

これからすると米谷氏論文で「北面下藤的に行動していた」と評される様に、章綱は『平家』が描く、典型的な後白河近臣の北面下藤であつた事は認めて良く、

（七条殿）為院沙汰、僧西光一向造営也（『吉記』承安四年八月十日条）

と経営の才もあり<sup>(93)</sup>、院が「コトニメシツカイケ」（『愚管抄』卷五）<sup>(94)</sup>る西光・西景程であつたかは不明であるが、宗業同様、自身の才覚で北面上藤まで「立身」し<sup>(95)</sup>、経済的にも豊かになつたと推測される。

## おほりに

後白河院北面の「過分」は、鹿谷の変以外にも、義仲打倒を目指した法住寺殿合戦や、一の谷の平家追討、義経支援に関与、或は主導した点にもあり、頼朝に「北面之輩、誇朝恩、有驕逸之思」と非難される<sup>(96)</sup>。正に章綱は後二件に関与し、解官される訳だが、その過分は

西光法師供養木幡堂、月卿雲客向訪、有舞楽、世称過差（『百鍊抄』承安三年三月十日条）<sup>(97)</sup>

と「過差」と指摘される北面の財力をも含むだらう。序年預中原宗家が養女を目出度く仕立て建春門院の女房に出仕させたところのも（『たまきはる』）、その為だし、後白河院の北面達が平康頼に代表される様に、今様、和歌等に活躍した事も、根本にその財力が与つたと見て良<sup>(98)</sup>い。

此日院中有鴨合事、公卿殿上人已下、北面上下、僧入道等、左右念人也、其数繁多云々、（中略）各其風流尽善尽美（『玉葉』承安三年五月二日条）<sup>(99)</sup>

や、今日於院有火打角合云々、一方公卿殿上人僧并四十余人、一方北面下藤等也、（中略）此事近日天下経営、諸人愁歎、或下知庄園、切生牛角数十、適雖持来称下品棄之、罪業之因縁之由、或人来談也（『山槐記』治承二年六月十九日条）

と、公卿殿上人に比肩してをり、当時の北面下藤の勢威を知らしめる。同時にその一部が彼等自身の信仰に注ぎ込まれ、造寺造仏、僧侶の支援に廻つてゐた事を指摘したい。章綱赦免説話の修造は、史料に確

認出来ないが、伊勢平氏庶流で院の近臣、平業房の浄土寺の堂もその例である<sup>(10)</sup>。同じく院の崩御の折、出家した下北面の大和守親盛は出自が不明であるが<sup>(10)</sup>、勅撰歌人で、今様も嗜む一方<sup>(『梁塵秘抄』口伝集』巻十)</sup>、法然上人の弟子であった<sup>(10)</sup>。自身、建久三年秋に、院の菩提の為、七日不断念仏を引導寺で勤行した際、布施を引かんとして、法然に窘められたとする<sup>(『本朝祖師伝記絵詞』〔四巻伝〕)</sup><sup>(10)</sup>。

『明義進集』(第二「明遍」)は、浄土僧の伝記を集めた書であるが、そこに、

敏覚ハ〔長門ノ法印ト号〕ナカトノカミタカハシノツネトシノ子、  
(中略)東大寺・原元興寺等ノ別当ニ任ス、カネテ西方ノ行者ナリ、左衛門入道西光、平大相国ノ禪門ノタメニ斬刑ニオコナハレケル時、遺言シテイハク、美絹百疋、法印ノ御房ニ進スヘキナリト云々〔敏覚ハ西光カヤシナイキミタルユヘナリ〕敏覚クタムノ絹ヲモテ、カツハ西光出離ノタメ、カツハ自身行法ヲタメ、住坊ノ西北ニイタフキノ一堂ヲ建立シテ、西ノカヘニ、等身ナル光ホトケヲ図シ、左右ニ木像ヲ觀音勢至ヲタテ、ヒカリ堂ト号ス、コ、ニシテツネニ妓樂ヲト、ノへ、往生講ヲ修ス、ツヒニ臨終正念ニシテ往生ヲトケオハヌト云々<sup>(10)</sup>

と、西光が養君の敏覚に遺産の一部を遺贈し、敏覚はそれを以て一堂を建立し、往生の為の拠点としたとあり、支援の方途は多様であつたと思はれる。親鸞には僧綱位に昇つた兄弟が三人ゐて、『日野一流系図』が記載する様に、後援者としては章綱が想定出来ようが、範宴支援も歴史的には、後白河院北面の富裕化を前提にすると思ふ事が可能であらう。前掲『吉記』の同時代の「放埒者」仲職の子、行職は、盗賊として院御所に潜入、後、追放されてゐた<sup>(10)</sup>。対して、

宗業雖有苦学之間、家非重代、身隔庭訓、故有此失歟<sup>(『玉葉』建久四年正月四日条)</sup>

とあるが、貴族社会の偏見の下、苦闘し、立身した宗業・章綱兄弟、更にはその因となつた「放埒者」経尹の人間像と、時代環境に無量の興味を覚えるのである。

## 注

- (1) 『源平盛衰記』巻四十六「欠官恩賞ノ人々」(勉誠社刊古活字本の影印)には、義経与党として解官される院の近臣の交名にも「兵庫頭範綱」として登場するが、此処と連絡はない。猶、『平家』諸本は、延慶本・南都本・『源平闘諍録』・四部合戦本が、汲古書院の影印、長門本は福武書店刊本、屋代本が貴重古典籍影印叢刊、覚一本(龍谷大学本)が龍谷大学善本叢書、文禄本は複製日本古典文学館の影印による。
- (2) 米谷豊之祐氏「後白河院北面下臈一院の行動力を支えるもの」<sup>(『大阪城南女子短期大学研究紀要』十一(昭和五十一年十一月)、以下米谷氏論文とする)</sup>・中村文氏「後白河院時代歌人伝の研究」第十六章「後白河院周辺の地下官人」(平成十七年六月)
- (3) 梶原正昭氏『鹿の谷事件 平家物語鑑賞』一二二頁(平成九年七月)。「玉葉」安元元年十二月八日条に「伊勢権守従五位下平朝臣章綱」とある事に基づくが、前掲『百鍊抄』安元三年六月三日条に「散位」とあるから別人であらう。
- (4) 『源平闘諍録』一之上「成親俊寛平家追討僉議之事」ほぼ同。
- (5) 近江入道の比定については拙稿「鹿谷の変の近江入道蓮浄」(『米

- 沃国語国文』三十三・三十一、平成十四年十二月）参照。
- (6) 山口新聞社刊の影印。伊藤家本には見えない（汲古書院刊『伊藤家蔵長門本平家物語』）。
- (7) 近年刊行の『平家物語大辞典』（平成二十二年十一月）・平雅行氏『歴史の中に見る親鸞』（同二十三年四月）でも「まさつな」の読みを取る。
- (8) 中沢見明氏『史上之親鸞』第二章「聖人の俗姓について」（大正十一年十二月）。以下、中沢氏著と略。
- (9) 次の専修寺蔵『日野氏系図』・大阪本願寺本『本願寺系図』共に、『真宗史料集成 第七巻 伝記・系図』所収の翻刻による。
- (10) 『真宗史稿』第二編本論一「親鸞聖人伝」第一章「俗系及出家」（昭和九年五月）。以下、山田氏著と略。
- (11) 『山槐記除目部類』仁安三年正月十一日条の「兵部少丞藤原綱」（増補史料大成）、『兵範記』同十二月十六日条「式部丞藤原章綱（二元兵部丞）」（陽明叢書『人車記』の影印）と官歴が辿れる。
- (12) 『吉記』承安三年六月十二日条（高橋秀樹氏編『新訂吉記』）。
- (13) 『心記』三月十八日条（『大日本史料』四之四、同十三日条所収）・『明月記』同十三日条（冷泉家時雨亭叢書別巻二『翻刻明月記』・『吾妻鏡』同二十六日条にも「範綱」とある）。
- (14) 『新訂吉記 索引・解題編』「範綱」（平成二十年五月）
- (15) 高橋昌明・樋口健太郎氏「国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』承安四年・安元二年・安元三年・治承二年卷」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、平成二十一年十二月）による。
- (16) 中田祝夫・峯岸明氏編『色葉字類抄 研究並びに索引』の影印
- による。十卷本『伊呂波字類抄』同（大東急記念文庫影印叢刊）。
- (17) 書陵部蔵谷森本による。他に『拾芥抄』巻中「姓戸録部第五」「人名録」（尊経閣善本影印集成による。大東急本も同（大東急文庫善本叢刊）・天文七年写『実名字』（『六地藏寺善本叢刊 中世国語史料』）同。天理大学図書館吉田文庫蔵『俗名乗集』のノリには「章」のみ（紙焼写真）。
- (18) 『東南院文書』「伊予守高階盛章書状」（久安四年四月、『平安遺文』四七三二）・脇坂本「高階氏系図」（新訂増補国史大系）
- (19) 慶長古活字本『盛衰記』巻十五「宮御子達」内閣文庫蔵『頼政記』（電子公開）
- (20) 汲古書院の影印による。
- (21) 但し実際は「もりあきら」と読んだか。『今鏡』第四「ふぢなみの上（宇ぢのかはせ）」によれば、先祖の為章について「ためあきら」といひし人も、もとはためのりといひけるを、しらかはのゐんの、ためあきらとめしたりけるより、かはりたるとかや、おほちの高大式はなりのりといひしかども、このごろそのすえはむねあきらなどいひけるは、めしけるよりあらたまりたるとかや」（新訂増補国史大系）とあるからである。章を「アキ」と訓む例は、『尊卑』「武智磨公孫」の公経子の「章綱」がある。
- (22) 延慶本五本「源氏三草山并一谷追落事」・『盛衰記』巻三十六「清章射鹿」
- (23) 大倉余馬氏刊の影印による。
- (24) 宝玲本『平治物語』巻上に「義朝か舎弟三郎先生義章」（電子公開）とあるのもその例（同系の陽明本は振仮名なし（陽明叢書））。

- 室町時代の書であるが、京都大学総合博物館蔵勸修寺本宝徳三年甘露寺親長写『諱訓抄』を見るに、「章明」・「高階成章」とある。また伊佐早謙氏所蔵『三浦和田系図』の「章澄」には「のりすミ」「義章」には「よしのり」の振仮名が左に付される（東大史料編纂所の謄写本）。
- (25) 築島裕氏編『訓点語彙集成』にも見えない。対して二十卷本『字鏡集』「立部」の「章」・「竹部」の「範」に「ノリ」の訓あり（尊経閣善本影印集成による。天文本〔中田祝夫・林義雄氏編〕『字鏡鈔』<sup>天文本</sup>・影印篇）・龍谷大蔵『字鏡集』〔龍谷大学善本叢書〕同。また『倭玉篇』は中田祝夫・北恭昭氏編『倭玉篇夢梅本・篇目次第』・北恭昭氏『倭玉篇五本和訓集成』（『拾篇目集』・『玉篇略』・米沢本・弘治二年本・『玉篇要略集』）、『音訓篇立』（古辞書音義集成）を参照したが『字鏡集』に同じ。
- (26) 文安三年本には「ノリ」の振仮名なし（京都大学附属図書館蔵本による）。
- (27) 『兵庫県史 史料編 中世四』の翻刻。次の『峯相記』は魚住惣五郎氏『斑鳩寺と峰相記』（復刊本）の同寺蔵本の影印による。
- (28) 長門本巻四「式部大夫章綱被召返事」ほぼ同。
- (29) 私家版（昭和六十年十二月）。以下、『四部本評釈』と略。
- (30) 『福井県史 資料編 四 中・近世二』「豊原春雄家文書」所収。東大史料編纂所蔵謄写本の平泉澄氏写本（電子公開）は送仮名に異同があるが、内容は同じ。
- (31) 後掲の『慕婦絵』共に『日本絵巻物全集 善信聖人絵 慕婦絵』の影印による。振仮名は適宜略した。
- (32) 『最須敬重絵詞』（龍谷大学蔵本の電子公開）も同。
- (33) 紙焼写真による。これは京都大学附属図書館蔵菊亭本と一具（皆川完一氏「尊卑分脈」〔『国史大系書目解題 下巻』（平成十三年十一月）〕。大系本と小異がある。
- (34) 山田氏著・辻善之助氏『日本仏教史 第二卷中世篇之一』三六九頁。
- (35) 系図の侍従所監有親は、『本朝世紀』仁平三年（一一五三）二月一日条・『兵範記』保元元年四月二十二日条に確認出来るから、世代的には真光院本の如く、経仲の甥が妥当か。
- (36) 菊池紳一・宮崎康允氏「国司一覽」の「若狭」（『日本史総覧 II 古代二・中世二』参照）。
- (37) 『山槐記除目部類』文治四年正月十月二十四日条に還任とあるから、それ以降になる。
- (38) 『歴代残欠日記』五所収。『後鳥羽院御即位記』が同（続群書類従）。
- (39) 青木淳氏『遣迎院阿弥陀如来像像内納入品資料』（平成十一年）
- (40) 中沢氏著で、『百鍊抄』建久六年三月二十八日条の学問料の試衆に見える信綱が該当するとあり、後鳥羽院の上北面として仕へてゐる人物（『明月記』建仁二年七月二十二日条・同三年十一月十三日条）も同一人の可能性がある。
- (41) 『明月記』建保元年正月十四日条。猶、同三年五月の時点で同国の知行国主であると推定されるのが、日野流の藤原資実で（『伏見宮御記録』所収『御逆修部類記』「院御逆修人々進物注文」（『大日本史料』四ノ十三、同四月十八日条所収）、同族関係にあつた可能性がある。



- (42) 拙稿「源義忠の暗殺と源義光」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十五、平成二十一年十二月) 参照。
- (43) 『親鸞聖人正統伝』・『正統伝後集』。『親鸞聖人正明伝』では「義家孫女」とする。後掲の『親鸞聖人御因縁秘伝鈔』含め、『真宗史料集成 第七巻 伝記・系図』所収の翻刻による。
- (44) 『親鸞聖人本伝和讃』(『真宗史料集成 第五巻 談義本』所収の翻刻による)。
- (45) 西山深草氏『親鸞は源頼朝の甥』(平成二十三年十一月)
- (46) 秋田県公文書館蔵佐竹文庫(宗家)蔵。拙稿「北酒出本『源氏系図』の史料的价值について」(『山形県立女子短期大学附属生活文化研究所報告』二十七、平成二十二年三月)参照。
- (47) 山口県公文書館蔵冷泉本により、東大史料編纂所蔵謄写本の鍋島文庫本を参照した。拙稿『渋川系図』の成立とその史料的价值について(上)、『山形県立女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十七、平成二十二年三月・(同前)(下)、『同前』三十八、同二十三年三月)参照。
- (48) 『五妻鏡』文治二年三月二十六日条。
- (49) 秋田県公文書館蔵佐竹文庫(宗家)蔵「清和源氏系図」には、義信―延朗のみで、義信には脇書がない。この佐竹本『尊卑』の成立と史料的价值については別に述べたい。
- (50) 北酒出本・佐竹本『尊卑』では「安芸守有綱女」とするが、有綱の官途に「安芸守」は未確認(拙稿「新田義重一族伝雑々」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十七、平成二十三年十二月)参照。猶、そこで「中宮亮有綱」の呼称が正しいか不審したが、『玉葉』治承二年十一月十八日条に見えたので、訂正したい。又、為義母が有綱女である事は『中外抄』下五三話(新日本古典文学大系)にも見えた。
- (51) 『山承記』元暦元年七月二十八日条(『歴代残欠日記』五)に範綱が重服に遭つたとあるから、この時、母が没したか。
- (52) 『親鸞聖人正統伝』で歌人であるのは藤原氏長良流(『尊卑』・『作者部類』)の同名の「右馬助範綱」(『兵範記』久寿二年十月二十六日条・久安五年「右衛門督家成歌合」(萩谷朴氏「平安朝歌合大成」四)との混同で、大坂本願寺本『本願寺系図』が誤りを踏襲する。
- (53) 『兵範記』紙背文書一九「大中臣惟親申文」(吉田早苗氏「兵範記」紙背文書にみえる官職申文(上)、『東京大学史料編纂所報』二十三、昭和六十三年)
- (54) 『玉葉』養和元年十一月十二日条。
- (55) 『同前』文治三年二月二十七日条
- (56) 『公卿補任』建保五年同人条(冷泉家時雨亭叢書『豊後国風土記 公卿補任』)。
- (57) 『玉葉』養和元年九月十八日条。
- (58) 内閣文庫蔵(電子公開)による。信西自身「非儒士」とする(『本朝世紀』久安四年閏六月十八日条)。
- (59) 『玉葉』承安二年十月三十日条に「見下名聞書、大和守宗季解官、除目任之、下名解書、依凡卑之者也云々」とあり、任官に不利であつた事が分かる。
- (60) 大日本古記録による。

- (61) 『鎌倉遺文』一七一一六(承元二年二月)
- (62) 『鎌倉遺文』一〇八四七(文永八年七月)
- (63) 『鎌倉遺文』一三八六六(弘安三年二月)
- (64) 佐藤進一・池内義資氏編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』による。
- (65) 『鎌倉遺文』二七七四三(元亨元年二月)
- (66) 『鎌倉遺文』二八〇二九(元亨二年五月)
- (67) 『尊卑』「道綱御孫」に見える三宮勾当宗盛にも「放埒人」とあるが、伝記は不明。また同じ日野流で、永久三年三月に文章生となつた経光には「乞食人」とあるから(『尊卑』「内磨公孫」、貴族社会の落伍者が絶無でない事も分かる。
- (68) 『玉蘂』建暦二年八月三日条(今川文雄氏校訂本)。
- (69) 『山槐記』文治元年八月二十八日条。
- (70) 『梁塵秘抄口伝抄』巻十(伏見宮本〔電子公開〕による)・『今様相承次第』(小西甚一氏『梁塵秘抄考』(昭和十六年十一月)
- (71) 高橋昌明氏『福井県史 通史編一 原始・古代』第六章第二節「北国武士団の形成と領主制」(平成五年)・佐藤圭氏『福井市史 通史編 古代・中世一』第四章「中世社会の成立」(平成九年三月)
- (72) 浅香年木氏『治承・寿永の内乱論序説』第一編第二章「北陸道の在地領主層」(昭和五十四年十二月)。以下浅香氏著と略。
- (73) 為盛は『壬生文書』一三七八「齋院成功勘例注進状案」(圖書寮叢刊)に、大治三年成功で受領を募つた「少監物藤原為盛」と見え、以成は『福井県史』に指摘があるが、以頼は『後白河院北面歴名』「左衛門尉」に「藤原以頼近衛時頼」とあり、朱で脇に「齋
- 藤以成子」とある(小松茂美氏「右兵衛尉平朝臣重康はいた」『後白河院北面歴名』の出現)、『水荃』六、平成元年三月)。更に『信範卿記鈔出』寿永三年正月二十四日条を見るに新撰政の既預を務める(『歴代残欠日記』四)。
- (74) 慈光寺本『承久記』下の「石見前司」が該当する(『承久記 慈光寺本 全』の影印)。前田本下では参戦しなかつたと読める(汲古書院の影印)。
- (75) 『後白河院北面歴名』「右衛門少尉」に「藤原助季(齋 宗景子)」、「左兵衛尉」に「藤原助朝(齋藤 助頼子 九条殿侍)」とある人物は、『尊卑』・古記録に照合する(助頼は『吉記』寿永二年十二月三日条に見える)。その他「左衛門尉」の「藤原能宗」も族人(『尊卑』・『参軍要略抄』下〔電子公開〕)。
- (76) 成実は『中右記』永久二年四月十三日条に「左衛門尉藤原成実」と見え、実澄・斉明は『吉記』養和元年九月十日条、友実は『吾妻鏡』文治元年十一月二日条に武士と確認出来る。宗景は『本朝世紀』久安六年八月三十日条・同仁平二年正月六日条に確認。系図の実信には検非違使の注記があるが、『清辨眼抄』長寛元年十二月十一日条に見える人物であらう(『内閣文庫史籍叢刊 古代・中世篇 第三巻』所収)。猶、助宗は『尊卑』「顕隆御孫」の為長の脇書に「母河内守助宗」とある人物だらう。
- (77) 『尊卑』「内磨公孫」。『台記』康治二年正月一日条。また『大間成文抄』十「文章生」(久寿二年十二月)に、「鳥羽院北面衆」として見える(吉田早苗氏校訂本による)。
- (78) 『本朝世紀』久安三年正月十四日条に勸学院の挙で、学問料支

給を許された人物か。

- (79) 『吾妻鏡』 文治四年三月十五日条・建久二年三月三日条。承久の乱の折、勢多の合戦で奮戦した「広田小次郎」(流布本『承久記』「新日本古典文学大系」)はその子であらう(前田本同)。
- (80) 『尊卑』「内磨公孫」を略記すれば以下の通り。

有綱——実義——実重——宗業

信重——資綱——忠綱——長綱

その子忠綱は後鳥羽院北面として、後継將軍選定と云ふ政治の機密にも預かり、八省院造営を播磨一國一身で引き受ける理財家でもあるが(『玉葉』建暦二年十二月十一日条)、「愚管抄」巻六では、「誠ニサセル事ナキ者ノ真名ヲダニシラヌヲ、人従者ニテ諸家ノ前駆ガ党」とする。

- (81) 『本朝世紀』康治元年五月五日条『兵範記』仁平二年三月八日条。
- (82) 『永昌記』天治元年五月十二日条・『長秋記』長承元年六月二十六日条(共に増補史料大成)・伏見宮本『御産部類記』所収『忠教卿記』天治元年三月二十三日条(図書寮叢刊)。横道雄氏『院政時代史論集』「院領莊園関係申請雑事の処理形態」(平成五年四月、初出昭和五十九年一月)参照。
- (83) 拙稿「桓武平氏正盛流系図補輯(下)」(『国語国文』六十五ノ一、平成八年一月)参照。
- (84) 『玉葉』文治三年九月二十九日条。そこに「元法皇近臣北面下臈凶悪之人也」ともある。
- (85) 陽明文庫蔵『兵範記』紙背「中原基兼申文」(仁安三年正月)(吉田早苗氏「兵範記」紙背文書にみえる官職申文(中))、「東京大

学史料編纂所報」二十四、平成元年)。「洞院部類」卷十四「補主典代先例」にも見える。

- (86) これは六条殿内の御倉だらう。『吾妻鏡』文治四年四月二十日条にその存在が確認出来る。その他の所在は未確認だが、『兵範記』仁安三年三月二十日条に扱れば、鳥羽にも存在した。

- (87) 『後白河院御落飾記』嘉応元年六月二十三日条(米田雄介・訖間直樹氏「伏見宮本『後白河院御落飾記』について」(古代学協会編『後白河院』所収(平成五年三月))。
- (88) 『台記』久安二年三月十九日条。

- (89) 『山槐記』治承三年六月二十二日条に、中山忠親が、「自院内々以西京召紫」とあり、献上したと記事にあるが、財物管理と関連するか。

- (90) 鷹揚若しくは無頓着な八条院の御蔵の物品が常に払底してゐるのは、文脈からすると、その眷属達が流用したと解される(『たまきはる』(津本信博氏編の影印))。
- (91) 『吉記』承安三年六月十一日条・二十四日条。

- (92) これからすると御倉預は序年領の指揮を受けるか。また『吉記』同年二月二十二日条参照。仲遠は北面で(『後白河院北面歴名』「正五位下」)、後に穀倉院別当に任じられてゐる(『玉葉』安元元年九月六日条)。同人については注(5)の拙稿参照。また白河殿盛子の没後、院により「白川殿倉預」に任命された「前大舍人頭兼盛」(『玉葉』治承三年十一月十五日・二十四日条)は「尊卑」「良門孫」によれば北面周防守能盛の兄弟で、自身も北面であつた(『後白河院北面歴名』「従五位上」)。

- (93) 『山門堂舎記』「首楞嚴院」仁安四年二月二十二日条では、西光が葺堂の奉行をする（『群書類従』）。
- (94) 新訂増補国史大系による。
- (95) 系図で兄弟の兄とされる重政が従五位下大監物（『兵範記』仁安三年四月二十八日条）に留まつた事に注意。重政も「学生」（『兵範記』久寿元年三月二十五日条）であつたか。
- (96) 『吾妻鏡』文治二年四月二日条。
- (97) 『盛衰記』巻六「西光父子亡」では西光が廻地藏を建立したとする。
- (98) 西景も笙の名医であつた（『雑秘別録』「群書類従」・『鳳笙師伝相承』〔続群書類従〕）。新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』「保元物語 平治物語」参照。
- (99) 『百鍊抄』承安三年五月二日の院鴨合では、「近習月卿雲客及北面下臈等、分左右為念人」とある。
- (100) 『山槐記』安元元年八月十一日・十二日条。
- (101) その伝記については松野陽一氏『鳥帚 千載集時代和歌の研究』「藤原親盛について」（平成七年十一月、初出昭和四十九年二月）・中村文氏『後白河院時代歌人伝の研究』第十六章「後白河院周辺の地下歌人」参照。『作者部類』中「五位」には「文章生藤原説弘」、「下総守親通」、「書陵部蔵本（紙焼写真）」とあるが、『親盛集』には「周防に侍るち」とあるから（『私家集大成 中世一』所収）、白河院北面で周防国住人（『尊卑』「良門孫」）とある藤原盛重、同地の御家人内藤氏（『吾妻鏡』文治三年四月二十三日条に「内藤九郎盛経」、建久二年正月十八日条に「内藤六盛家」が見える）との関連が考慮されよう。
- (102) 『法水分流記』西谷本「浄土惣系図」（野村悟道・福田行慈師『法然教団系譜選』所収）
- (103) 法然上人伝研究会編『法然聖人伝の成立史的研究 第二巻 対照篇』による。他の諸本も同じ。
- (104) 大谷大学文学史研究会編『明義進行集 影印・翻刻』による。
- (105) 『尊卑分脈』「宇合卿孫」。